

下水道使用料金早見表（2か月分）

<消費税10%>

汚水量の単位:m³

汚水量	金額(円)	汚水量	金額(円)	汚水量	金額(円)	汚水量	金額(円)	汚水量	金額(円)	汚水量	金額(円)
0~20	2,702	40	5,672	60	8,642	80	11,876	100	15,110	120	18,476
21	2,851	41	5,821	61	8,804	81	12,038	101	15,279	121	18,645
22	3,000	42	5,970	62	8,966	82	12,200	102	15,448	122	18,814
23	3,148	43	6,118	63	9,128	83	12,362	103	15,616	123	18,982
24	3,296	44	6,266	64	9,290	84	12,524	104	15,784	124	19,150
25	3,445	45	6,415	65	9,452	85	12,686	105	15,952	125	19,318
26	3,594	46	6,564	66	9,614	86	12,848	106	16,120	126	19,486
27	3,742	47	6,712	67	9,775	87	13,009	107	16,289	127	19,655
28	3,890	48	6,860	68	9,936	88	13,170	108	16,458	128	19,824
29	4,039	49	7,009	69	10,098	89	13,332	109	16,626	129	19,992
30	4,188	50	7,158	70	10,260	90	13,494	110	16,794	130	20,160
31	4,336	51	7,306	71	10,422	91	13,656	111	16,962	131	20,328
32	4,484	52	7,454	72	10,584	92	13,818	112	17,130	132	20,496
33	4,633	53	7,603	73	10,745	93	13,979	113	17,299	133	20,665
34	4,782	54	7,752	74	10,906	94	14,140	114	17,468	134	20,834
35	4,930	55	7,900	75	11,068	95	14,302	115	17,636	135	21,002
36	5,078	56	8,048	76	11,230	96	14,464	116	17,804	136	21,170
37	5,227	57	8,197	77	11,392	97	14,626	117	17,972	137	21,338
38	5,376	58	8,346	78	11,554	98	14,788	118	18,140	138	21,506
39	5,524	59	8,494	79	11,715	99	14,949	119	18,308	139	21,674

<お問い合わせ先>
 長浜市 下水道事業部 下水道総務課
 長浜市八幡東町632番地
 長浜市役所 本庁舎 2階
 電話:65-1600 FAX:65-1602

<下水道使用料についてのお知らせ>

◎使用料の算定方法について

上水道のみをお使いの場合

→ 上水道メーター検針値を汚水量とし、使用料を算定します。

井戸水のみをお使いの場合

→ 一般家庭については、使用人数(世帯)1人あたり1ヶ月で7m³使用されるとして汚水量を認定し、使用料を算定します。

例) 使用人数(世帯)4人の場合・・・4人×7m³×2ヶ月＝汚水量56m³ 使用料金額 8,048円

上水道・井戸水の両方をお使いの場合

→ 一般家庭については、上水道メーター検針値と、上記の井戸水のみをお使いの場合の認定水量(1人1ヶ月7m³)を比べて多い方を汚水量として使用料を算定します。

例) 使用人数 4人の場合・・・井戸水の認定汚水量は、4人×7m³×2ヶ月＝56m³となります。

上水道メーター検針値が56m³より少ない場合 : 汚水量56m³で使用料を算定します。

上水道メーター検針値が56m³より多い場合 : 上水道メーター検針値で使用料を算定します。

◎使用料の納付方法および納付時期について

☆使用料の納付方法は、口座振替と納付書の2種類ありますが、是非とも便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

☆下水道使用料は2ヶ月ごとにご請求となります。なお、請求月(奇数月毎あるい偶数月毎)は、地域により異なります。

例) 上水道が偶数月に検針される地域の場合の納付期限 : 偶数月5日 下水道 (奇数月5日 上水道)

上水道が奇数月に検針される地域の場合の納付期限 : 奇数月5日 下水道 (偶数月5日 上水道)

☆下水道を使用開始された直後の汚水量は、使用開始日と上水道の検針日までの日数で日割り計算します。

★下水道事業は、長浜市が管理運営しておりますが、使用料の徴収事務は、長浜水道企業団に委託しております。そのため、使用料の口座振替や納付書の送付は、長浜水道企業団が行います。

◎以下の場合には下水道総務課までご連絡をください

☆転居などで下水道の使用を休止される場合

☆井戸水を使用されている物件で、使用人数に変更がある場合

★その他、ご不明な点がございましたら、下水道総務課までお問い合わせください。